

特別支援学校における通学支援の考え方

1 特別支援学校における通学支援の要件

(1) 通学バスの開設

- 次のいずれかに該当する通学バスの乗車希望者が概ね10名以上ある場合
 - ① 小学部在籍（義務教育段階）であること。
 - ② 幼稚部又は中学部、高等部在籍で各校通学支援検討会の意見を踏まえ、自力通学が困難であり、通学バスによる支援が必要であると判断された場合。
 - ③ 通学時に医療的ケアが不要であること。
- 1便の運行時間が概ね1時間以内であること。

(2) 通学支援職員の配置（※盲学校・聾学校は児童が小学部の間のみ実施）

- (1) 以外の場合で、次のいずれにも該当する者である場合
 - ① 介助があれば公共交通機関を利用して通学できること。
 - ② 通学距離が概ね30km以上であること。
 - ③ 通学時に医療的ケアが不要であること。

(3) 自立支援員の配置 (H27事業開始)

- (1)、(2) 以外の場合で、次のいずれにも該当する者である場合
 - ① 1ヶ月間介助があれば自力で公共交通機関を利用して通学できること。
 - ② 通学時に医療的ケアが不要であること。

(4) 遠距離通学支援に対する助成

- (1)、(2)、(3) 以外の場合、次のいずれにも該当する者が複数ある場合（※ただし、1路線のみ実施して1名の児童生徒を送迎する場合並びに医療的ケア（痰の吸引等）が必要のため通学バスに乗れない児童生徒を送迎する場合も対象とする。）
 - ① 介助があっても公共交通機関を利用した通学ができないこと。
 - ② 通学距離が概ね10km以上であること。
 - ③ 市町村、NPO法人等が通学支援を行っていること。

2 通学支援を行う理由

(1) 寄宿舎の代替措置

寄宿舎の設置義務

学校教育法【第73条の2】 特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情があるときは、これを設けないことができる。

- 鳥取県では、盲・聾学校のみに寄宿舎が設置されている。特別支援学校には近接に入所型の児童福祉施設や病院などが設置されているものが多いこともあり、寄宿舎が設置されていない。
- 県立特別支援学校における児童生徒の通学の安全の確保及び保護者の通学に対する負担を軽減するため、自宅通学のニーズに合致し、かつ、寄宿舎の設置よりも経費負担の少ない「通学支援」を行うことが合理的である。

3 特別支援学校における通学支援の整理

区分	自立通学 可能	自立通学困難		
		10名以上	10名未満	
			公共交通機関あり	公共交通機関なし
盲学校 聾学校	自立通学	寄宿舎	寄宿舎	寄宿舎
			通学支援職員※	
養護学校	自立通学	通学バス	通学支援職員	通学助成
			通学助成	

※盲学校・聾学校においては、児童が小学部の間のみ通学支援職員配置を実施する。